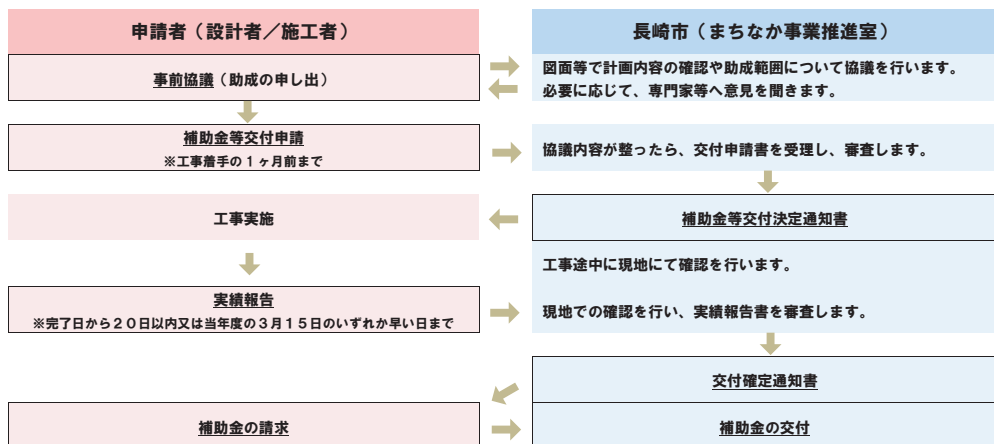


■助成金額

町家等	助成対象経費	助成率	項目ごとの 助成限度額	全体の助成 限度額
	基本設計及び実施設計に係る経費のうち外観にかかる経費	1/3	100万円	600万円
	建築物等（門、塀及び柵を除く。）の工事費のうち外観に係る経費	1/2	400万円	
	建築設備の隠ぺい等の工事に係る経費	1/2	50万円	
	屋外広告物の設置等に係る経費	1/2	50万円	
	防火仕様の改善及び構造補強工事に係る経費並びにこれらに付随する内部修繕に係る経費	1/2	200万円	
	門、塀及び柵の工事にかかる経費	1/3	100万円	
	備考：建物全体の耐震診断、耐震設計及び耐震改修に係る経費は、助成の対象外。			
町家等以外の建築物等	助成対象経費 （公衆が自由に通行可能な道路等から容易に望見できる部分に係る経費に限る。）	助成率	項目ごとの 助成限度額	全体の助成 限度額
	基本設計及び実施設計に係る経費のうち外観にかかる経費	1/3	50万円	200万円 （300万円）
	建築物等（門、塀及び柵を除く。）の工事費のうち外観に係る経費	1/2	200万円	
	建築設備の隠ぺい等の工事に係る経費	1/2	25万円	
	屋外広告物の設置等に係る経費	1/2	25万円	
	門、塀及び柵の工事にかかる経費	1/3	50万円	
	備考：（ ）内の金額は、景観まちすじ・まちかどに該当する場合に適用。			
新築する建築物等	助成対象経費 （公衆が自由に通行可能な道路等から容易に望見できる部分に係る経費に限る。）	助成率	項目ごとの 助成限度額	全体の助成 限度額
	基本設計及び実施設計に係る経費のうち外観にかかる経費	1/3	50万円	100万円 （200万円）
	建築物等（門、塀及び柵を除く。）の工事費のうち外観に係る経費	1/2	100万円	
	建築設備の隠ぺい等の工事に係る経費	1/2	25万円	
	屋外広告物の設置等に係る経費	1/2	25万円	
	門、塀及び柵の工事にかかる経費	1/3	25万円	
	備考：（ ）内の金額は、景観まちすじ・まちかどに該当する場合に適用。			

■助成までの流れ

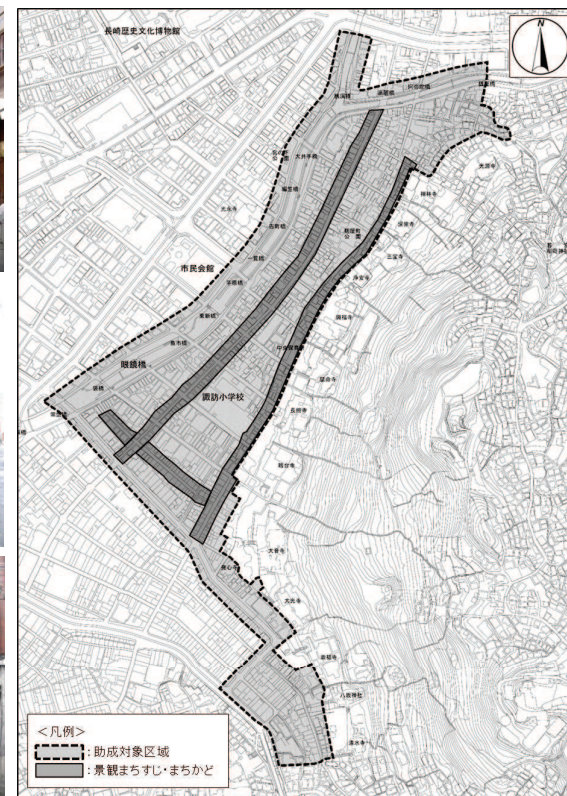


◆お問合せ先◆ 長崎市まちづくり部まちなか事業推進室（長崎市役所18階）
TEL：095-829-1178 FAX：095-829-1175

町家を活かした まちなみづくり

中島川・寺町地区まちなみ整備助成制度の概要

町家等が多く、長崎の和風の文化を色濃く残す中島川・寺町地区において、町家等を活かしたまちなみづくりをすすめるために、既存の町家の維持、保全及び復元のための工事や、町家等以外の建築物等及び新築する建築物等で町家風外観形成に係る工事の経費の一部について助成を行います。



長崎市

中島川・寺町地区まちなみ整備助成金を申請される皆様へ

助成に際しては、次に記載する条件等がございますので、ご了承ください。

■助成の条件

- ① 助成対象行為を行う施工者は、長崎市内に住所又は事業所を有する者であることとします。
- ② 助成金の交付を受ける者は、助成金に係る経費の収支の状況を明らかにする帳簿及び関係書類等を備え、助成事業が完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管する必要があります。
- ③ 助成金の対象となった建築物等の所有者等は、行為の完了後、10 年間は当該デザイン、形態を保全し、当該建築物の適正な管理に努める必要があります。
- ④ 助成を受けた建築物等の現状をやむを得ず変更しようとするときは、あらかじめ助成建築物等現状変更届出書（要綱第 1 号様式）を提出すること。

また、その行為を完了又は中止したときは、助成建築物等現状変更完了（中止）届出書（要綱第 2 号様式）を提出する必要があります。
- ⑤ 助成の対象となった建築物の所有権その他の権利を移転しようとするときは、新たな所有者へ前 3 項の助成の条件を継承するものとします。

■申請における注意事項

申請に際しては、次の事項にご注意ください。

- ① 助成金額の合計が予算の範囲を超えない範囲で、その年度の助成対象者を締切るものとします。
- ② 交付の申請は、各年度の 10 月 31 日までに提出してください。
- ③ 交付申請を行おうとする場合は、事前にその内容について協議してください。
- ④ 助成金の交付は、原則として、1 敷地 1 回限りとします。
- ⑤ 申請時に助成対象行為について仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかない場合には、これを減額して申請してください。

※ 助成金の交付をうけた場合、工事完了後は外観写真等を使用させていただきますのでご了承ください。

■行為の助成助成対象範囲等

行為の対象		助成対象範囲等	備考
町家等	建築物等	<共通> 基本設計及び実施設計にかかる経費のうち外観に係る経費。	<共通> ・既存の伝統的材料については、極力再利用に努めること。 ・建物全体の耐震診断、耐震設計及び耐震改修に係る経費は、助成の対象外とする。
		<屋根・庇> ○瓦屋根等の修繕（既存瓦等の撤去・処分及び葺き土、野地板、垂木の補修、並びに野地板、ルーフィング下地等の設置を含む。） ○伝統的な装飾の設置又は修繕。	
		<樋（とい）> ○竪樋、軒樋の設置又は修繕。	
		<外 壁> ○外壁仕上げ及び下地の修繕（既存の撤去及び処分を含む）。 ○伝統的な装飾の設置又は修繕。	
		<建具等> ○外部建具の設置又は修繕。（既存の撤去及び処分を含む） ○伝統的な装飾の設置又は修繕。	
		<内 部> ○防火仕様の改善及びこれらに付随する内部の修繕（既存の撤去及び処分を含む） ○構造補強工事及びこれらに付随する内部の修繕（既存の撤去及び処分を含む）	
		<門、塀及び柵> ○門、塀及び柵の設置又は修繕。	
	屋外広告物（看板）	○看板の設置又は修繕。（制作及び既存の撤去・処分を含む。） ○看板は建物と一体となって、耐久性を有するもの。	
	設備機器等	○木製格子等による目隠しの設置又は修繕。 ○隠蔽のための設備機器の移設。	
町家等以外の建築物等及び新築する建築物等	建築物等	<共通> 基本設計及び実施設計に係る経費のうち、外観にかかる経費。	<共通> ・中島川・寺町地区の景観形成基準を遵守する。 ・助成の要件として、完成時の建物の意匠について、外壁及び建具等の意匠の基準に合致するものとなること。 ・望見できる範囲とは、通りに面する面及び側面の折り返し部分の奥行き 1.5m程度までとする。角地においては、通りに面する2面を対象とする。 ・助成対象とする建築物の部分の高さは、2階屋根相当の部分までとする。 ・建築物内部については、助成対象としない。
		<屋根・庇> ○瓦屋根等の設置（野地板、化粧垂木、ルーフィング下地を含む。） ○瓦屋根等の修繕（既存瓦等の撤去・処分及び野地板、垂木の補修、並びに野地板、ルーフィング下地等の設置を含む。） ○伝統的な装飾の設置又は修繕。	
		<樋（とい）> ○竪樋、軒樋の設置又は修繕。	
		<外 壁> ○外壁仕上げ及び下地の設置。 ○外壁仕上げ及び下地の修繕。（既存の撤去及び処分を含む） ○伝統的な装飾の設置又は修繕。	
		<建具等> ○外部建具の設置又は修繕。（既存の撤去及び処分を含む） ○伝統的な装飾等の設置又は修繕。	
		<門、塀及び柵> ○門、塀及び柵の設置又は修繕。	
		○看板の設置又は修繕。（制作及び既存の撤去・処分を含む。） ○建物と一体となって、耐久性を有するもの。	
	屋外広告物（看板）	○看板の設置又は修繕。（制作及び既存の撤去・処分を含む。） ○建物と一体となって、耐久性を有するもの。	
	設備機器等	○木製格子等による目隠しの設置又は修繕。 ○隠蔽のための設備機器の移設。	